

パートナーシップを考える際に使うことが多い 「用語の基礎知識」

1. 「市民活動」の「市民」とは？

〇〇市の住民という意味での市民ではなく、社会的な立場や、所属などにとらわれなくて、個人として社会的責任を自覚した人々という意味の市民をさしている。

2. 「市民活動」とは？

北海道市民活動促進条例の第二条に定義されている。（平成13年3月30日施行）

営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的かつ自発的に行なわれる活動。

3. 協働とは？（北海道協働推進基本指針より）

地域社会づくりにおける「協働」とは、市民と行政が、相互の理解と信頼の下に、目的を共有し、積極的に連携、協力することによって、地域の公共的な課題の解決に当たろうとする考え方で、また、「協働」は、「地域社会づくりに市民が主体的に関わる一つの形」として、あるいは、「公共的な課題を解決するという目的を達成するための取組方法の一つ」として位置付けることができます。

4. パートナーシップとは？（栗山町「協働のまちづくり」用語集より）

それぞれの主体が自己を確立し、相互の認識と理解の上になんて、共通の目的をもち、「対等性」、「公開性」が確保されていること。

5. ファシリテーターとは？（NPO研修・情報センターブックレット7より）

直訳すると「援助者・促進者」という意味になる。会議やワークショップの具体的な内容の善し悪しを判断するのではなく、中立的な立場で会議の進行を行っていくのがファシリテーターである。「意見をコントロールせず、進行をコントロールする」、これがファシリテーターの鉄則である。ちなみに、ファシリテーターに必要な中立的な態度とは、ものごとすべてを相対化して自分の意見をもたないこと、意見をもたずに中間に位置することとは違う。自分の意見や価値観はしっかりもちながら相手との違いをはっきりさせた上で相手を受け入れることにより、協働するプロセスを生み出そうという態度である。

6. 市民参加とは？

市の様々な行政活動に関して市民が自己の意思を反映させ、より良いまちづくりを進めるため意見を述べたり提案を行うこと。

7. NPO（エヌ・ピー・オー）とは？

「Non-Profit-Organization」（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略で、「民間非営利組織（団体）」と訳される。その目的と活動内容には、公益性・組織性・継続性・非政府性・非営利性・自己統一性・自発性が求められる。また、法人格の有無とは、無関係に使用する用語である。

8. ボランティアとは？

個人として活動に取り組むことを指す。「自発的な奉仕＝無報酬の活動」という意味に取られやすいが、「双方向の行為」であり、「お金では換算できない報酬＝出会い、生きがい、感動、達成感や充足感」を得る事ができる。NPOにとって、ボランティアは「重要な人的資源」である。

9. NPOになるためには？

公益的な目的を持ち、活動しようとする意志のある2名以上の団体は、すべて「NPOである」と言える。行政の許可、認定、届出、登録は不要である。認証申請をして認証を受け、法務局登記すると「特定非営利活動法人＝NPO法人」となる。広義の意味のNPOには、社団・財団法人、学校法人、組合、同窓会も含まれるが、狭義の意味のNPO（日本で、現在一般的に使われている意味）は、市民活動団体、ボランティア団体などを指す。町内会や同窓会や商店街などは「共益的な組織」であり、一般的にはNPO組織とは言わない。しかし、NPO活動（公益的な活動）を行なっている団体は多数ある。

10. NPO法とは？

特定非営利活動促進法の通称。福祉、環境、青少年育成などを行う団体に法人格を付与し、市民が行う自由な社会貢献活動が、より活動しやすく支援するための法律。平成10年度制定。

11. NPO法人になるためには？

所定の様式で申請書類を作成し、必要書類を揃えて、道へ提出する。

（2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合は内閣府へ提出）

必要書類は、定款・役員名簿・設立趣旨書・事業計画書・収支予算書など。2ヶ月間の縦覧期間を経て、道または内閣府に認証され、法務局に登録することにより法人が成立する。（全体では、3～4ヶ月ほどかかる）特定非営利活動促進法の通称。福祉、環境、青少年育成などを行う団体に法人格を付与し、市民が行う自由な社会貢献活動が、より活動しやすく支援するための法律。平成10年度制定。

12. NPO法人のメリットは？

団体として契約などの法律行為を行なう場合、団体（法人）名で行うことができる。

財産を所有できる。

個人より信用が得やすい。

法的ルールをもって活動できる。

13. NPO法人のデメリットは？

届出や書類作成などの管理事務が派生し、煩雑になり、費用もかさむ。

課税対象となる。（減免措置がある）

情報公開を義務づけられる。

行政の監督を受ける。

法的ルールに従った運営（解散）をしなければならない。

14. 「営利を目的としない」とは？

「営利を目的としない＝非営利」とは、「得られた利益を団体の構成員に分配しない」という意味。有償サービスを提供して対価をもらうことは営利とは考えない。法人で得た事業収益を、本来目的の活動に充てていくというお金の使い方をする。

15 . ワークショップとは？（NPO研修・情報センターブックレット7より）

複数の人間が集まって、問題や課題を解決するための手段で、共通の目標に向かって議論し、意見の違いを互いに認め合いながらも、実現可能な対策を出し合い、合意形成を図っていく場である。

16 . アウトソーシングとは？

業務を組織外の団体などに発注すること。「外部委託」と訳される。

17 . アダプトプログラムとは？

個人・団体と行政の間で覚書を交わし、行政が管理する道路や公園などの維持活動を、ボランティアにより定期的かつ継続的に行うこと。

18 . P F I（ピー・エフ・アイ）とは？

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字。これまでの公共部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営のノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうとする政策手法のこと。

19 . P P P（ピー・ピー・ピー）とは？

パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字。行政機関が行ってきた行政サービスを民間委託、PFIなどの民間化手法を活用し、民間企業、住民、NPOなどと協働して提供することで、行政の効率化と同時に公共サービスの質的向上を実現する取組み。

20 . C S R（シー・エス・アール）とは？

コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティの頭文字。「企業の社会的責任」と訳される。今までは、顧客、株主、従業員などとの関係だけ、経済的な関係あるいは法的な企業の責任だけを捉えており、製品やサービスの提供、雇用の創出、税金の納付、メセナ活動などを指していた。しかし近年、従来の考え方を大きく超えた概念にまで広がり、取引先、地域住民、求職者、投資家、金融機関、行政など、さまざまな角度から考えた関係性をこれまで以上に大切にし、具体的かつ実効性のある配慮行動をとることの重要性が増している。